

ありますならば、私は絶対にそれ等に反対するのであります。又若し假に左様な者は私は無いと思ひまするが、茲に憲法に於て信教の自由と云ふことを許して置きまして、さうして如何なる宗教も信奉して宜しいと、斯様な規定の下にあつて、さうして或種の宗教は之を排斥すべしと云ふやうな論がありますならば、是亦私は與みせざる所であると云ふことだけを明言いたして置きます。

○子爵西大路吉光君 只今日程に上つて居ります本法案は、極めて重要な案件でありまするが故に、此特別委員の數は十五名と致し、其選擇を議長に一任する所の動議を提出いたします。満場の諸君の御賛成を請ひます。

○子爵吉田清風君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 西大路子爵の動議に御異存ございませぬか。

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ないと認めます。本案の特別委員の氏名を書記官をして朗讀を致させます。

〔長書記官朗讀〕

宗教團體法案特別委員

侯爵 大隈 信常君  
伯爵 柳原 義光君  
子爵 大河内輝耕君

○議長(公爵徳川家達君) 日程第三、寺院等ノ國有境内地處分ニ關スル法律案、政府提出、第一讀會

右 勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和四年二月十二日

内閣總理大臣 男爵 田中 義一  
大藏大臣 三土 忠造  
寺院等ノ國有境内地處分ニ關スル法律案

|           |         |
|-----------|---------|
| 子爵 渡邊 千冬君 | 木場 貞長君  |
| 岡田 良平君    | 福原鑑二郎君  |
| 河村讓三郎君    | 季隆君     |
| 男爵 千秋     | 福原 俊丸君  |
| 湯地 幸平君    | 花井 貞藏君  |
| 北島 貴孝君    | 風間八左衛門君 |
| 田所 美治君    |         |
| 美治君       |         |

第一條 本法施行ノ際現ニ寺院又ハ佛堂ニ無償ニテ貸付シアル國有財產ハ寺院ニ在リテハ本法施行後二年内ニ、佛堂ニ在リテハ宗教團體法第九十六條ノ規定ニ依リテ其ノ佛堂ガ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ法人タル教會ト爲リタル場合ニ於テ本法施行後三年内ニ申請シタル者ハ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ法人タル教會ト爲リタル場合ニ於テ本法施行後三年内ニ申請シタルトキハ寺院境內地處分審查會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ當該寺院又ハ教會ニ譲與ス。前項ノ規定ニ依リテ譲與ヲ爲スベキ國有財產ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム。

寺院境內地處分審查會ノ組織及權限ニ關スル事項ハ本法ニ規定スルモノノ外勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

第二條 前條ノ讓與處分ニ對シテ不服アル者ハ訴願ヲ爲スコトヲ得

前項ノ訴願ノ裁決ヲ爲ス場合ニ於テハ寺院境內地處分審查會ニ諮詢スベシ。

第三條 本法施行ノ際現ニ寺院又ハ佛堂ニ無償ニテ貸付シアル國有財產ニシテ第一條ノ規定ニ依リテ譲與ヲ爲サザルモノハ命令ヲ以テ特ニ國有トシテ存置スルノ必要アリト定メタルモノヲ除クノ外第一條ノ申請ヲ爲シタルモノニ付テハ譲與ヲ爲サザルコトノ決定通知ヲ發シタル日ヨリ五年内ニ佛堂ニ在リテハ本法施行後五年内ニ其ノ他ノモノニ付テハ寺院ニ在リテハ本法施行後五年内ニ佛堂ニ在リテハ宗教團體法第九十六條ノ規定ニ依リテ其ノ佛

堂ガ一定ノ寺院ニ屬シ又ハ寺院若ハ法人タル教會ト爲リタル場合ニ於テ本法施行後六年内ニ申請シタルトキハ時價ノ半額ヲ以テ隨意契約ニ依リ之ヲ當該寺院又ハ教會ニ賣拂フコトヲ得

前條ノ規定ニ依リテ訴願ヲ提起シタル者ハ前項ノ期間滿了後ト雖其ノ裁決書又ハ却下書ヲ發シタル日ヨリ尚二年間賣拂ノ申請ヲ爲スコトヲ得

第四條 前條ノ規定ニ依ル賣拂代金ニ付テハ無擔保ニテ五年内ノ年賦延納ヲ認ムルコトヲ得但シ國債ヲ以テ擔保ヲ供シタルトキハ十年内ノ年賦延納ヲ認ムルコトヲ妨げズ

第五條 第三條ノ規定ニ依リテ賣拂ノ申請ヲ爲シタル國有財產ニ付テハ賣拂契約成立ノ日又ハ賣拂ヲ爲サザルコトノ決定通知ヲ爲シタル日迄命令ノ定期ム所ニ依リ無償ニテ當該寺院又ハ教會ニ貸付シタルモノト看做ス

前項ノ規定ハ第一條ノ規定ニ依リテ賣拂ノ申請ヲ爲シタル國有財產ニ付テハ賣拂契約成立ノ日又ハ賣拂ヲ爲サザルコトニ決定シタル國有財產ニシテ第三條ノ賣拂申請ヲ爲サザルモノニ付之ヲ準備ス但シ其ノ貸付期間ハ第三條ニ定ムル申請期間滿了ノ日迄トス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則

寺院等ノ國有境内地處分ニ關スル法律理由書  
改勅體法ノ制定ニ伴ヒ寺院等ヲ呆蔓シ其ノ教化幾

宗教團體法ノ制定ニ伴ヒ寺院等ヲ保護シ其ノ教化機能ヲ  
全カラシムル爲之ニ對シ國有境內地ヲ讓與スルノ必要ア  
リ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

〔國務大臣三土忠造君演壇に登る〕

○國務大臣(三土忠造君) 只今、議題となりましたる寺院等の國有境内地處分に關する法律案提案の理由を御説明いたします。今回、宗教團體法案の提出に際しまして、政府は之と共に寺院佛堂の國有境内地讓與の問題を解決することを適當と認めまして、寺院等の國有境内地處分に關する法律案を提出いたした次第であります。御承知の通り、寺院佛堂の國有境内地讓與の問題は、多年の懸案でありまして、政府は寺院佛堂の財產管理の方法が完備するに於きましては適當に之を解決すべき旨を屢々聲明して參つたのであります。今回提案の宗教團體法案の成立の曉に於きましては、寺院佛堂の財產管理の方法も完備することになりますから、宗教團體を保護して、其教化作用を十分に遂げしむる爲に、古來寺院等と特殊の沿革的關係を有する國有境内地を適當なる條件の下に讓與いたしますることは、極めて時宜に適する措置であると信ずるのであります。本法案の概要を申しますると、本法施行の際に於きまして、寺院又は佛堂の無償にて貸

〔高橋琢也君演壇に登る〕

〔男爵阪谷芳郎君發言の許可を求む〕

體法に縁を持つて居る。さすれば法律としては獨立に二つになつて居りますが、其實殆ど一身同體のものであるやうでございます。私が伺ひたいのは宗教法そのものに向つては、既に一昨年本會議で……非常に委員會で能く討究をせられたやうでございますから、政府も亦本院の諸公も能く是は御研究になつて居ることでございませうと思ひますから、此法に向つてはどなたにも何とか直ぐ御意見が定まるることであらうと思ひます。今回の此寺院境内地を處分すると云ふ方の此法律をちよつと私は伺ひたい。神社にも御承知の如く、神社の境内地と云ふものはなか／＼大きなものがございまして、一々例を挙げますれば大變でございますが、御承知の様に元維新前は例の兩部であつたのでございますが、御承知の様に元維新前は體のものになつて居つた。それを維新の時に分けたのでござりますから、境内地は色々になつて居りますが、どちらにもある、さすれば寺院等に此境内地を譲與せらるゝとすれば、矢張り神社の方も譲與せられねばならぬのが、是はまあ自然の道理であらうと思ひます。それは政府はどう爲さる御積りでござりますかと云ふことが一つ。それから境内地を譲與なさる、それは既に貸付してあるから……然るに境外地も矢張り貸付して、此境外地は非常に大きな森林が多いのです。境内地を既に譲與するとすれば、境外地の同じく貸付地も譲與せらるゝ方針

であるか、是は絶對に譲與せられたものには暫く別と  
を第一に伺ひたい。それから此譲與したもののは暫く別と  
して、半價で賣却することが出來ると云ふ第三條か？  
此中に箇條がございます。時價の半價となりますると、  
それは或は此審査會で定められたものであるか。兎に角  
何か標準がなくちやならぬと思ふ、其標準はどうなるの  
でござりますかと云ふことが、第三の質疑の點でござい  
ます。それから之を譲與しました後に、どうしても保存  
しなければなるまいと思ひます。尤も此宗教家、殊に寺  
院の院主にしても、其他の僧侶にしても、苟も頭を丸め  
て居られる人で、法衣を常に著て居られる人でござい  
ますから、濫りに之を他に賣却するとか、或は色々な名  
義を附けて譲與するとか云ふことは、絶對に無からうと  
思ひますけれども、世の中が多少思想が變化して居りま  
するから幾十萬の僧侶達の中には或は心得違ひの人が無  
いにも限らぬ、其場合はどう致しますか。それはもう寺  
にやつた以上は寺が勝手放題にして宜い、若しさう云ふ  
事になれば、茲で言ふ寺院を保護すると云ふことの、之  
を御出しになつた趣旨が立たなくなる。第二には教化の  
機能を全うすると云ふことが出來ないと思ひます。それ  
であるから是は是非保存すると云ふやうなことにしなけ  
ればならないと思ひますが、それは檀徒に任して保存さ  
せるとか、何とか茲に方法があらうが、つい取替れば金

になるものでござりますから、或はどう云ふ心得違ひの人があつて、他に賣却して仕舞ふかも知れぬ。又殊に半價云々と云ふやうなことがあると、隨意契約で、半價で其寺なり或は堂守りと云ひますかの方へ賣つてやると、斯うしますると、既に半價にして金を出して買ふのでは當然な話である。併し半價と云ふ恩典があるから、是である。買つた者は向ふが隨意に賣つて宜いのは、是も制裁を加へて保護させるか。斯う申しますとそれはどうもちよつとむづかしいやうな考が起ります。是は其場合、どうなりますでござりませうか。それから佛堂云々とございますが、其佛堂なるものは、堂守とか或は檀徒の中に此堂を保護して居る者があると云ふやうなことでございませうと思ひます。さう云ふ者へやつた場合には誰が主管をしますか、檀徒が主管を致しますか、是等もちよいと何でもないことのやうでございますが、そんな大きなものはないとしても、既にやるとすれば、一般の制度に關係を致しますから、假令小さいものにしてもどう致したら宜からうか、斯う云ふ疑が直ぐ生じます、其點を一つ伺ひたい。斯う思ひますと一體是が宗教法と姊妹法でどうしても一緒に歩かなければならぬと、斯う云ふことでござりまするなれば、餘程注意をしなければならぬと云ふものは、御承知の如く一昨年、其前年も確かあつたですが、英國の宗教法が二回とも議院

を通過致しませなんだのは、餘程宗教に關係の法律と云ふものは面倒なものでございますやうです。日本の宗教に關係する法律、現に今回も或る方面からは殊に耶蘇教關係の人であつたと思ひます、是からは反対のやうな書面が段々來て居ります。昨年私が羅馬に参りました時分に、羅馬の美術館に日本の丁度明治元年慶應四年の佐倉藩の知事と、さうして滋賀縣の縣廳の制札と兩方の制札がちやんと寫真に寫して、現在の日本文字其儘のものが、羅馬の其美術館にございました。私も現に購うて二つとも持つて歸へりました。其中に……明治元年である、慶應四年とござりますけれども……それに切支丹を嚴禁する所があり、斯う云ふやうなものがございまして、あれ程の僅かなものでも、外國では非常に之を興味を持つて見ましたと見えて、兩方とも向うでは寫して未だに保存して居ると云ふやうなことでござりますから、宗教に關係の法律は直ちに外國に反響いたしますと存じます。私は質問の序でござりますから、聊か御参考に一應申上げて置きます。

〔國務大臣三土忠造君演壇に登る〕

○國務大臣(三土忠造君) 只今の高橋君の御質問に御答へ致します。第一は寺院の境内地は本法案に依つて處分いたしますが、神社の境内地も隨分廣漠なるものがあるが、之をどうするかと云ふ御質問であります。神社の境内地

は從來寺院の境内地と性質を異に致して居ります。寺院の境内地は雜種財産として貸付いたして居る所以あります。神社の方は公用財産として國家が直接使用する公用地と同じやうに看做して居りまする爲に、神社の方には之を譲渡して呉れと云ふ要求を致して居らぬのであります。此法案が成立いたしまして、一面に於て寺院の境内地を譲渡いたしました、神社の方には此問題は起らぬと見て居るのであります。若し起りますならば、其時は相當に考慮いたす積りであります。第二は境外地の問題でございます。併し境外地の大部分は境外上地林であります。即ち境外上地林四千四百萬坪の中、三千萬坪迄は境外保管林であります。即ち二分の一の分收を認めて、十五箇年の年限を附してあつたのであります。それが大正六年に至りまして此規則を改正いたしまして、分收割合を寺院承知の通り、明治三十二年に社寺林の管理規則と云ふものがあります。即ち二分の一に致し、それから年限も五十箇年に延ばしました爲に、此部分に付きましては、寺院に於きまして譲渡の要求はないのであります。故に是は別箇の問題に扱つて宜しいと考へるのであります。それから寺院の境内地にして此法律に依りまして譲與いたしました後

に於て、どう云ふ風に管理して行くか、自由に之を賣つても構ひはせぬかと云ふ御質問であります。是は宗教團體法案の中に規定してあります監督規定に依つて監督するより外には仕方がないのであります。而して國家が法律の條文にも書いてありますやうな趣旨で、即ち宗教の國家に非常に有用なることを認めまして、其教化の爲に必要として譲與するのでありますから、此趣旨を飽迄も宗教團體は尊重して保存されるものと考へます。それから此譲與は、獨立した寺院、若くは教會等になりますると法人になつたものだけは許さるゝものであります。個人が譲與されて之を賣却すると云ふやうな心配はなからうと思ふのであります。それから第四の御質問は譲與致しました部分の外のものは時價の半價を以て賣却する、其時價と云ふのはどう云ふ風に決めるかと云ふ御質問であります。其時價は隣地の賣買價格を参考として決定いたす積りであります。或は特別な場合に於きましては審査委員會に掛けるかも知れませぬが、大體に於て隣地の時價を標準として決定するつもりであります。

○男爵阪谷芳郎君 簡單でございます。大藏大臣に質問いたしますが、地租條例が今度廢止になりますやうですが、此度お寺に下渡す土地に付て、地租が今迄は免除になつて居つたと思ふ、さうすると地租條例の廢止せら

れたが爲に、地方で今度は地租を課せられるやうになりますか。

〔國務大臣三土忠造君演壇に登る〕

○國務大臣(三土忠造君) 特別な規定を設けまして從來通りに致す積りであります。即ち地方税としては地租を課さない積りであります。

○男爵阪谷芳郎君 さうするとさう云ふ法律が後から出るのですか。

〔國務大臣三土忠造君演壇に登る〕

○國務大臣(三土忠造君) 只今考究いたして居りまするから、後から出す積りであります。

○議長(公爵徳川家達君) 本案は日程第一の宗教團體法案の特別委員に付託いたします。

○議長(公爵徳川家達君) 此際諸君に御詰りを致します。本日は御異議が無ければ此程度に於て延會いたしたいと考へます。御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ないと認めます。次の議事日程は後より御通知に及びます。本日は是にて散會

午後三時四十一分散會

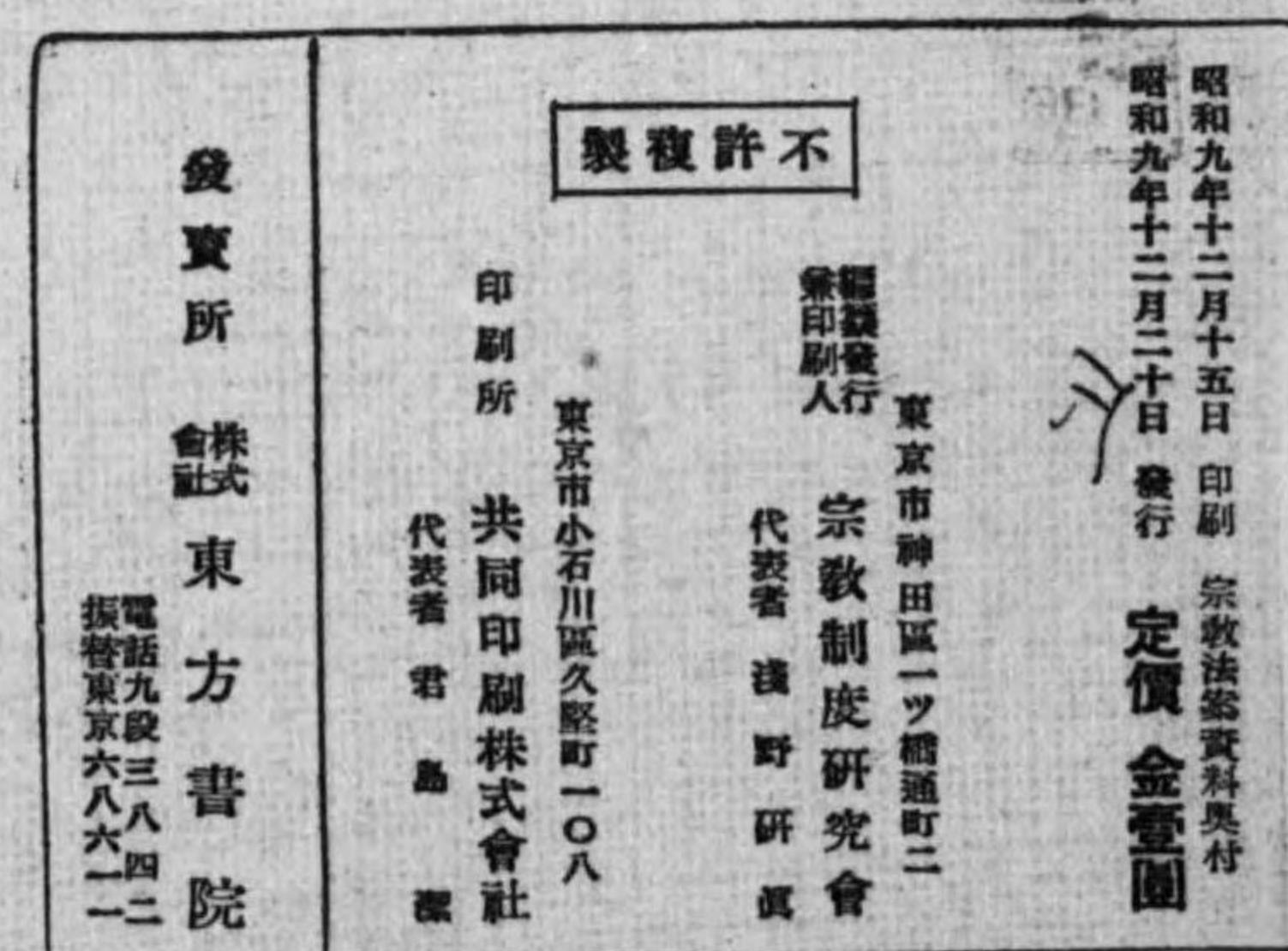
○昭和四年二月十九日（火曜日）  
午前十時四十二分開議

○副議長(侯爵蜂須賀正韶君) 書記官をして諸般の報告を致させます。

〔小林書記官朗讀〕  
昨十八日(中略) 特別委員會に於て當選したる正副委員長の氏名左の如し

宗教團體法案外一件特別委員會

委員長 伯爵 柳原 義光君  
副委員長 田所 美治君



14.3  
115

終